

令和7年(ワ)第29042号 国家賠償請求事件

原 告 井上祐維

被 告 国

答 弁 書

令和7年12月5日

東京地方裁判所民事第16部甲合議1S係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 小 西 俊 輔

法務事務官 原 田 直 也

法務事務官 高 橋 渚

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省自治行政局選挙部管理課

総務事務官 中 島 圭 一

総務事務官 高 橋 花 帆

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上